

令和8年度
職域がん検診受診体制整備奨励金
募集要項

徳島県保健福祉部
健康寿命推進課

○提出・問合せ先：

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部健康寿命推進課 がん・疾病対策担当

電話：088-621-2999

電子メール：kenkoujumyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

目 次

1. 事業概要	2
1. 趣旨・目的	2
2. 交付対象事業者	2
3. 奨励金交付の対象となる事業期間	2
4. 交付の要件	3
5. 奨励金の額	4
6. 奨励金の上限額	4
2. 申請手続	4
1. 申請受付期間	4
2. 申請書類	4
3. 提出方法	4
3. 審査及び審査後の手続	5
1. 交付決定及び額の確定	5
2. 奨励金の交付	5
4. 提出先・問合せ先	5
<参考> 奨励金交付の具体的な流れ	6

1. 事業概要

「徳島県職域がん検診受診体制整備奨励金交付要綱」に基づき、「令和8年度徳島県職域がん検診受診体制整備奨励金」の募集に関して必要な事項を定める。

1. 趣旨・目的

本事業は、県内事業者におけるがん検診を受けやすい環境の整備を促進するため、がん検診を受診するための特別休暇等の整備を行った事業者に対し、予算の範囲内で交付するものである。

2. 交付対象事業者

次の（１）から（６）の全ての要件を満たすものとする。

- （１）徳島県内に本社又は事業所を有していること。
- （２）直近１年間以上の営業実績があること。
- （３）就業規則又は社内規程を整備していること。
- （４）公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員と密接な関係がないこと。
- （６）その他知事が適切ではないと判断する者ではないこと。

3. 奨励金交付の対象となる事業期間

本事業期間は、令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）までとする。

なお、各事業者において、原則、令和８年４月１日（水）から令和９年２月２６日（金）までに実施する取組を対象とする。

4. 交付の要件

次の（１）から（３）の要件を満たすものとする。

（１）「徳島県がん検診受診促進事業所」に登録すること。

（２）原則、令和８年４月１日（水）から令和９年２月２６日（金）までに、次の１から３のいずれかの取組事項を就業規則又は社内規程に規定すること。

	取組事項	条件
1	がん検診を受診するための特別休暇又は勤務扱いとする制度の新設	ア がん検診を受診するために必要な時間の休暇等を認める制度であること。 イ 当該制度を利用した従業員等に、賃金の減額等の不利益が生じないこと。
2	従業員等ががん検診を受診する際の検査費用の一部負担	1人あたり千円以上の費用を負担する制度であること。ただし、受診費用が千円未満である場合には、その全額を負担する制度であること。
3	定期健康診断の項目へのがん検診の検査項目の追加	ア 定期健康診断のほかに、がん検診を実施すること。 イ 既に定期健康診断の検査項目として実施していた場合は、対象外とする。 ウ 必ずしも定期健康診断とがん検診を同時に受診する必要はない。（定期健康診断とがん検診の実施主体が異なる場合も可）

（３）前号の制度を利用して、令和８年４月１日（水）から令和９年２月２６日（金）までに、従業員等が次の１から５のいずれかのがん検診を１つ以上受診すること。※

	種類	検査項目
1	胃がん検診	胃内視鏡検査又は胃部エックス線検査
2	肺がん検診	胸部エックス線検査
3	大腸がん検診	便潜血検査
4	乳がん検診	乳房エックス線検査
5	子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診

※（２）３の取組を実施した場合、新たに追加した検診のみ対象とする。

5. 奨励金の額

就業規則又は社内規程の整備後、制度を利用して、がん検診をいずれか1つ以上受診した従業員等の人数に5千円を乗じて得た額とする。

6. 奨励金の上限額

1 交付対象事業者あたり、上限25万円（50名相当分）とする。
また、交付対象事業者1者につき、1回のみ支給とする。

2. 申請手続

1. 申請受付期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）まで（必着）

2. 申請書類

- ① 奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 1.4(2)「取組事項」を新たに満たしたことが分かる就業規則又は社内規程の写し
※ 追加取組事項、改正日が確認できるよう、改正前後両方の写しを添付してください。
新たに就業規則又は社内規程を作成した場合は、新たな就業規則又は社内規程のみ添付してください。
- ③ 徳島県がん検診受診促進事業所の登録証又は徳島県がん検診受診促進企業連携事業協定書の写し
※ 未登録の場合は、徳島県がん検診受診促進事業所登録申請書を添付してください。
- ④ がん検診受診結果報告書（様式第2号）
- ⑤ 支払先の支店名・口座番号等の分かる書類（通帳の写し等）
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

【留意事項】

- ・ 申請書類の様式は、徳島県ホームページからダウンロードすること。
- ・ 提出された書類は本事業の交付決定に係る審査に利用する。
- ・ 提出された書類は返却しない。

3. 提出方法

申請は、①メール、②郵送、③持参のいずれかにより、必要書類を提出すること。

【提出先】

徳島県保健福祉部健康寿命推進課 がん・疾病対策担当
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話：０８８－６２１－２９９９

電子メール：kenkoujumyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

【留意事項】

- ・ファクシミリによる提出は受け付けない。
- ・郵送の場合は、書留などの配達記録が残る郵便又は信書便により送付すること。

3. 審査及び審査後の手続

1. 交付決定及び額の確定

- ・徳島県において、提出された書類をもとに審査を行い、予算の範囲内で交付を決定し、交付すべき額を確定する。
- ・審査にあたり、必要に応じて事務局職員等がヒアリングを実施する。
- ・審査の結果については、申請者全員に対して通知する。

2. 奨励金の交付

- ・奨励金の交付については、奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）の提出を受け、徳島県が内容の審査を行い、奨励金額の交付決定及び額の確定をした後に支払うものとする。
- ・交付対象事業者は、奨励金の額が確定し、奨励金の支払いを受けようとするときは、交付決定及び額の確定の日から一か月以内に、請求書（様式第3号）と交付決定書の写しを知事に提出しなければならない。
- ・奨励金は、精算払いにより交付する。

4. 提出先・問合せ先

徳島県保健福祉部健康寿命推進課 がん・疾病対策担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話：０８８－６２１－２９９９

電子メール：kenkoujumyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

＜参考＞奨励金交付の具体的な流れ

1. 事業の実施（事業者）

- ・就業規則又は社内規定の改定
- ・従業員等のがん検診受診 等

2. 奨励金交付申請書兼実績報告書等の提出（事業者→健康寿命推進課）

【提出期限】令和9年2月26日（金）まで ※必着

【提出書類】①奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

②就業規則又は社内規程の写し

※改正前後両方の写しを添付すること

※新たに就業規則等を作成した場合は、新たな就業規則等のみ添付すること

③徳島県がん検診受診促進事業所の登録証又は

徳島県がん検診受診促進企業連携事業協定書の写し

※未登録の場合は、徳島県がん検診受診促進事業所の登録申請書を添付すること

④がん検診受診結果報告書（様式第2号）

⑤支払先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等）

3. 審査（健康寿命推進課）

4. 交付決定及び額の確定（健康寿命推進課→事業者）

5. 請求書の提出（事業者→健康寿命推進課）

【提出期限】交付決定の日から一か月以内

【提出書類】①請求書（様式第3号）

②通知書の写し

※上記2. 「奨励金交付申請書兼実績報告書等」と一括申請を可とするが、交付決定額に変動がある場合は、再提出を行うこと

6. 支払い（健康寿命推進課→事業者）